

株 主 各 位

京都市中京区烏丸通錦小路上ル
手洗水町670番地
株式会社ハウストゥ
代表取締役社長 安藤正弘

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年9月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年9月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市南区西九条院町17
新・都ホテル 地階 陽明殿 西の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第7期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役2名選任の件
 - 第4号議案 当社の取締役および従業員並びに当社子会社の取締役および従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 3. なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 4. 当社ウェブサイト <http://www.housedo.co.jp/>

(提供書面)

事業報告

(平成26年7月1日から
平成27年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の積極的な経済政策と日銀の金融緩和政策等を背景に、円安・株高が継続し、企業収益の改善や雇用・所得環境の改善傾向が続くなか、個人消費の持ち直し等景気は緩やかながら回復基調で推移しております。しかしながら、円安による原材料価格の上昇や海外景気の下振れリスク等先行き景気を下押しするリスクには留意する必要があります。

当社グループの属する不動産業界におきましては、一部に消費税増税による反動減がみられたことや建築費や資材の上昇の影響を受けたものの、実需は、引き続き底堅い動きを示しており、良好な資金調達環境に加え、円安の進行に伴い海外からの不動産投資が増加し、首都圏の不動産売買市場は引き続き活況を呈しており、事業環境は概ね良好であります。

このような事業環境のなか、当社グループでは、フランチャイズ事業におけるF C加盟店店舗数の拡大、不動産事業における直営店エリアを中心とした販売用不動産の仕入れ強化による売買事業の販売活動の活発化、ハウス・リースバック事業(賃貸事業)における収益不動産購入の強化による安定的な収益の確保、また、住宅流通事業における不動産売買仲介事業を基盤としたリフォーム事業、住宅(新築戸建)事業での「住まいのワンストップサービス」の強化により、顧客ニーズに応えることに努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は14,573百万円(前期比9.5%増)、営業利益は617百万円(同122.8%増)、経常利益は513百万円(同150.6%増)、当期純利益は353百万円(同127.0%増)と増収増益となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

フランチャイズ事業においては、都市部の不動産業者への加盟促進とテレビ・ラジオCM等による広告宣伝効果に加え、平成27年3月25日の東京証券取引所マザーズ市場上場による信用力やコーポレートブランドの価値の向上効果もあり、当連結会計年度における新規加盟契約数は77件、累計加盟契約数は、312件となりました。

また、スーパーバイザーの加盟店フォロー体制の構築や各種サービスコンテンツの充実の効果もあり、当連結会計年度における新規開店店舗数は60店舗、累計開店店舗数は265店舗となりました。

その結果、セグメント売上高は1,385百万円（前期比22.1%増）、セグメント利益が849百万円（同31.1%増）となりました。

不動産事業は、不動産売買事業とハウス・リースバック事業（賃貸事業）で構成されております。不動産売買事業では、政府の住宅取得支援施策等の下支えの効果もあり、実需層の動きは堅調に推移しました。販売用不動産在庫の販売も好調に進み、「家・不動産買取専門店」に加え、直営店エリアに仕入担当を増員配置し、更に仕入・販売をともに強化しました。中古マンション、中古戸建、分譲用土地の販売に加え、建売住宅の販売により新築請負の受注減を補いました。また、直営店の仲介ニーズに合った物件を仕入れるという相乗効果も増収要因となりました。ハウス・リースバック事業（賃貸事業）では、テレビ・ラジオCM等の広告宣伝効果と上場による信用力の向上効果で問い合わせおよび取扱件数も増え、当連結会計年度におきましては56戸取得しました。保有する不動産は累計68戸となり、賃貸用不動産として運用しました。

その結果、セグメント売上高は7,371百万円（前期比24.2%増）、セグメント利益は482百万円（前期比35.7%減）となりました。

住宅流通事業は、不動産売買仲介事業、リフォーム事業および住宅（新築戸建）事業で構成されております。不動産売買仲介事業では、ホームページ等のWEB広告宣伝戦略、新聞折り込み広告、テレビ・ラジオCM等のメディアを利用した広告宣伝戦略、そして地域密着型対応のポスティング戦略を通じて直営店への集客に注力した結果、取引件数は前期比8.3%増加しました。リフォーム事業では、業界において、消費税増税および建築コスト高騰の影響を受けるなか、不動産売買仲介事業との連携や「住宅祭」と称したリフォーム・建築イベントを積極開催することで集客に繋げ、受注件数は前期比2.5%増、完工件数は2.9%増と前期より微増ながら上回りました。住宅（新築戸建）事業では、消費税増税の反動減の影響が期初より顕著であり、新築請負件数の減を売買事業の建売販売棟数を増やす施策に転換しました。新築の受注件数は前期比21.5%減、完工件数は28.0%減となりました。

その結果、セグメント売上高は5,768百万円（前期比6.3%減）、セグメント利益は390百万円（前期比197.1%増）となりました。

その他の事業は、住宅ローン斡旋事業です。

当事業では、長期固定金利型住宅ローンフラット35の斡旋等に積極的に取り組み、直営店、フランチャイズ加盟店への関連サービスとして取り組んでまいりました。

その結果、セグメント売上高は47百万円（前期比43.9%減）、セグメント損失は26百万円（前連結会計年度は、16百万円のセグメント利益）となりました。

事業別売上高

（単位：百万円）

事業区分	第6期 (平成26年6月期) (前連結会計年度)		第7期 (平成27年6月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
フランチャイズ事業	1,134	8.5%	1,385	9.5%	251	22.1%
不動産事業	5,932	44.6%	7,371	50.6%	1,438	24.2%
住宅流通事業	6,157	46.3%	5,768	39.6%	△388	△6.3%
その他の事業	84	0.6%	47	0.3%	△37	△43.9%
合計	13,309	100.0%	14,573	100.0%	1,263	9.5%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,186百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度に取得した主要設備

ハウス・リースバック物件の取得 1,133百万円

新会計システムの導入 26百万円

ロ. 当連結会計年度に完成した主要設備

那覇新都心店の改装工事 1百万円

ハ. 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

使用目的変更に伴う販売用不動産への振替 1,289百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として241百万円、私募債の発行により150百万円の調達を行いました。また、公募増資による新株の発行により499百万円を調達しました。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 4 期 (平成24年 6 月期)	第 5 期 (平成25年 6 月期)	第 6 期 (平成26年 6 月期)	第 7 期 (当連結会計年度) (平成27年 6 月期)
売 上 高(百万円)	—	8,251	13,309	14,573
経 常 利 益(百万円)	—	112	204	513
当 期 純 利 益(百万円)	—	80	155	353
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	—	50,179.13	22,605.98	97.20
総 資 産(百万円)	—	6,654	6,255	8,201
純 資 産(百万円)	—	430	586	1,439
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	—	△23,485.93	85,165.16	343.01

(注) 1. 当社では第5期より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 当社は平成26年11月1日付で普通株式1株につき100株の割合で、また、平成27年7月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 4 期 (平成24年 6 月期)	第 5 期 (平成25年 6 月期)	第 6 期 (平成26年 6 月期)	第 7 期 (当事業年度) (平成27年 6 月期)
売 上 高(百万円)	3,048	6,637	11,993	13,128
経 常 利 益 また は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△3	31	94	365
当 期 純 利 益 また は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△20	18	52	244
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 また は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△12,799.12	11,273.89	7,668.63	67.34
総 資 産 (百万円)	1,813	3,158	6,204	8,073
純 資 産 (百万円)	70	108	635	1,380
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	43,772.09	57,722.82	92,311.31	328.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第6期は、平成25年7月に連結子会社であった株式会社ハウズドゥ京都および株式会社AMCを吸収合併しております。
3. 当社は平成26年11月1日付で普通株式1株につき100株の割合で、また、平成27年7月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(百万円)	当社の議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ハウズドゥ住宅販売	5	100.0	不動産売買仲介等
株式会社ハウズドゥ・キャリア・コンサルティング	10	100.0	人材紹介・教育
株式会社ハウズドゥローンサービス	5	100.0	住宅ローン代理店

(4) 対処すべき課題

当社の事業を取り巻く環境は、先行きに不透明の要因があるものの、景気は底堅く推移するものとみております。

このような環境の下、当社の対処すべき課題は以下のとおりと認識しております。

① 主要事業の強化と事業シナジーの強化

当社グループは、お客様に「住まいのワンストップサービス」を提供することで、当社グループの直営店がお客様にとっての「お客様に身近で、安心・便利な窓口」となること、そしてその窓口たる直営店を核にフランチャイズチェーンを全国に張り巡らせることを目指しています。そして、住宅・不動産業界における社会的な問題やお客様の不便さを解決することを事業化し、全国の店舗ネットワークを通じてサービス提供してまいります。

顧客接点である不動産売買仲介事業の営業店舗を事業活動の拠点となる地域に出店することにより、地域ごとの顧客ニーズ、不動産情報、市場動向、顧客選別の嗜好等の把握を行うとともに、営業地域全体の情報を蓄積し、物件買取、リフォーム事業、住宅（新築戸建）事業、住宅ローン事業、保険事業等の各事業へ適時に活用することで事業基盤の強化を図ってまいります。

また人口の減少や少子高齢化により、中長期的には住宅の新築着工戸数は減少することが予想されますものの、一方で中古流通市場は、政府政策においても中古住宅とリフォーム市場を現在の10兆円から2020年に現在の倍の20兆円に増加させることを目標に掲げております（出所：国土交通省、平成24年3月「中古住宅・リフォームトータルプラン」）。このことから、同業他社や、他業界からもリフォーム事業参入の動きがあり、当社グループは、各事業の連携（事業シナジー）を高めるとともに、不動産売買仲介事業を基盤として、集客を増やし、取引件数を増やすことで、関連事業のサービス（受注）の機会を増やし、お客様満足の拡大を図ってまいります。

② ブランド戦略と首都圏への展開

当社グループは、平成25年7月よりタレントで元プロ野球選手の古田敦也氏をイメージキャラクターに起用し、関西エリア、東海エリア、関東エリア、北海道エリア、沖縄エリアとテレビCMを実施しており、お客様に安心・信頼のイメージを打ち出すとともに、とりわけ首都圏での認知度アップ・ブランド力向上を図り、フランチャイズ加盟店の増加につなげております。平成27年3月の株式上場の効果もあり、フランチャイズ加盟検討企業の増加や、従来買い手の仲介契約が多かったところをフランチャイズチェーン全体において、売り手の相談増に繋がっており、売り手の仲介契約の増大を図り、引いては首都圏におけるあらゆる取引全体の機会増加を図ってまいります。

③ フランチャイズ加盟店開発強化

不動産業界は情報サービス化の方向で業界再編が進んでいます。大手はより規模を拡大し、住宅業界や建設資材関係大手も不動産業ネットワークを構築しようとする動きがあります。公益財団法人不動産流通近代化センター発行の2013不動産業統計集（9月期改訂）によると、平成21年7月1日現在、不動産業界はその90%超が従業員10名未満の中小零細企業であり、顧客の信頼を得るため、ネットワークに属する動きが加速するものと考えます。そのような中、当社グループは、新規地域進出を含め、更なる加盟店ネットワーク規模の拡大のため積極的な募集活動を進めてまいります。グループのテレビCM等のメディア・ブランド戦略の実施と合わせて、東京、大阪、名古屋の三大都市圏を中心に都市圏の不動産業者への加盟店募集活動に注力いたします。

また、加盟店の業務支援サービス（特に教育・研修）の拡充とサービスレベルの向上を行い、加盟店の業績向上をアシストし、増店を推進してまいります。一方で、フランチャイズネットワークのサービスレベルにそぐわなかったり、コンプライアンスや、サービス内容に問題ある加盟店の入れ替え等の政策を実施することでフランチャイズチェーン全体のサービスレベルの向上を図ってまいります。

④ 販売用不動産の取得の強化

当社グループの事業拡大のため不動産売買事業を推進していく上で、販売用不動産の取得が不可欠であります。

当社グループは、直営店エリアでお客様ニーズのある仕入れをより強化し、販売、リフォーム、建築に繋げることで、フランチャイズ加盟店情報を通じた仕入に加え、不動産業者ネットワークの構築と、駅近立地に「家・不動産買取専門店」のチャンネルで直営店を出店し、売主からの直接仕入れ情報の収集や、地域不動産業者からの仕入れのルート構築を図り、多岐にわたる仕入れ情報のチャンネルを構築することで安定した販売用不動産の取得を可能にしております。

⑤ ハウス・リースバック事業（賃貸事業）強化

当社グループにおいて平成25年10月からスタートした、住みながらその家を売却できる「ハウス・リースバック」事業が好調で、月間約250件の問い合わせがあり、反響対応、コンサルティングセールスの人員の増強が必要であります。

個人住宅のセールアンドリースバック商品であり、売買、賃貸の両スキームで対応を要し、また、お客様それぞれのニーズも異なるため、販売員のセールススキルが求められます。売買事業や仲介事業からの人員シフトでの対応と取り扱いエリアの拡大に伴い拠点増設もしてまいります。フランチャイズ事業に次いで、安定した賃料収益を得るストックビジネスであり、今後の当社グループにおいての中核事業に位置づけて注力してまいります。セールアンドリースバックの事業

であり、顧客反響の中にはリバースモーゲージや不動産担保ローンの顧客層からのニーズも多く、当該ニーズを汲み取りビジネスチャンスに繋げるべく、金融機関との提携やグループにおいて取り組む体制づくりも進めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値の最大化を図るためには、経営の健全性、透明性および客観性を高めることが必要と考えており、最も重要な経営課題の一つとして、平成27年6月制定のコーポレート・ガバナンスコードに添って、積極的強化に取り組んでおります。

当社グループにおきましては、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制システムに係る基本方針を制定しており、同基本方針の着実な運用に加えて、経営トップからのメッセージ発信やコンプライアンス教育の強化、通報制度の拡充等によりコーポレート・ガバナンスの更なる強化に努めてまいります。

⑦ コンプライアンス体制の強化

当社グループは、法令、定款および社内規程等の遵守は勿論のこと、日々の業務を適正かつ確実に遂行し、クリーンで誠実な姿勢を企業行動の基本として、お客様の信頼を得ると同時に事故やトラブルを未然に防止する取組を強化してまいります。

今後、更なる事業拡大と企業価値の向上に向けて、CCO（チーフコンプライアンスオフィサー）職を設け、日常業務における関連法令の遵守の監督を徹底するとともに、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会の定期的開催、各種取引の健全性の確保、情報の共有化、再発防止策の策定等を行ってまいります。また、社内啓蒙活動を実施し、厳正な管理による企業の社会的責任（CSR）を重視した透明性のある管理体制の構築を図ってまいります。

⑧ 成長事業への経営資源の配分

当社グループは、各事業において人材採用ニーズがありますが、景気回復と実需の底堅さから各企業の採用ニーズは高く、大量採用を前提とした労働集約型事業は難しくなっております。そのような環境下で、当社グループは、成長過程にあります。より収益性を高めるため、グループ内の成長性と安定性の高いフランチャイズ事業とハウス・リースバック事業に優先して経営資源を注いでまいります。直営店の出店については、先の生産性の高いフランチャイズ事業やハウス・リースバック事業への人員シフトと直営店への人員採用と、店長の教育と成長を加味するとともに、フランチャイズ加盟店の加盟進捗を見極めながら進めてまいります。

⑨ 財務管理の強化

当社グループは、販売用不動産、事業用地、資産の取得資金並びに店舗の新規出店の資金を主として金融機関からの借り入れによって賄ってきたため、負債における有利子負債の占める割合が高く金利動向に大きな影響を受ける財務構造となっております。今後の事業拡大および競争力強化のためには、在庫管理と財務体質の強化が必要であると認識しております。

今後も、仕入と販売、着工と引渡しのバランスを意識し、厳格な管理による在庫コントロールを更に徹底し、併せて厳密な財務管理による早期の投下資本の回収と安定的な収益性の確保に努めてまいります。

また、市況の変化に左右されずに安定的な資金調達を行うために、財務基盤の充実を日頃から意識して形成する必要があります。そのためには、常に様々な角度より当社グループの置かれている状況を分析した上で、定期的に金融機関への業績説明を行い、相互理解を深めることにより、取引関係の強化を図り、資金調達を円滑に行うとともに、借入コストの低減にも同時に取り組んでまいります。

⑩ 人材採用育成の強化

当社グループが手掛ける住宅・不動産の各事業を拡大する上で、人的サービスの占める割合は高く、当社グループは人材を最も重要な経営資源として位置付け、他社との差別化を図っていく考えであります。

当社グループは、将来の中核を担う人材としての新卒社員の採用を強化し、今後についても当社グループの事業および経営理念に共感する新卒社員を採用することで事業基盤の安定並びに拡大を図ってまいります。こうした観点から、潜在能力の高い新卒の採用と、早期に戦力化を図るために効果的な教育研修を実施してまいります。さらに、当社グループの成長速度を促進するために、人材採用については競争が激しい中、新卒だけでなく、能力が高く即戦力になる中途採用も積極的に増やしていく考えであります。

また、営業部門、管理部門に限らず全ての職種において、結婚・出産・育児等を経てもキャリアを継続することができるようにワークライフバランス制度を取り入れております。今後さらに、社員一人ひとりの成長をサポートできる仕組みを強化してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年6月30日現在）

事業区分	事業内容
フランチャイズ事業	不動産売買仲介のフランチャイズ展開
不動産事業	不動産売買および不動産賃貸
住宅流通事業	不動産売買仲介、リフォーム、新築住宅の建設工事の請負

(6) 主要な営業所および工場（平成27年6月30日現在）

① 当社

京都本店：京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地

東京本社：東京都千代田区丸の内1丁目8番1号

支店：埼玉県上尾市、愛知県半田市、岐阜県大垣市、奈良県橿原市、沖縄県那覇市、
大阪市淀川区、名古屋市西区

② 子会社

株式会社ハウスドゥ住宅販売：埼玉県上尾市

株式会社ハウスドゥ・キャリア・コンサルティング：京都市中京区

株式会社ハウスドゥローンサービス：京都市中京区

(7) 使用人の状況（平成27年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
フランチャイズ事業	43（14）名	4名増（2名増）
不動産事業	49（7）	23名増（3名減）
住宅流通事業	262（142）	59名減（27名減）
全社（共通）	67（6）	16名増（3名増）
合計	421（169）	16名減（24名減）

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を概数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
274（32）名	26名増（2名減）	36.8歳	3.6年

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を概数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年6月30日現在）

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社関西アーバン銀行	831
京都中央信用金庫	409
株式会社新銀行東京	340
株式会社SBJ銀行	234
株式会社京都銀行	231

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年6月30日現在）

- | | |
|--------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 2,500,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 839,300株 |
| ③ 株主数 | 709名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
有限会社AMC	347,300	41.3
安藤 正弘	241,400	28.7
日本証券金融株式会社	15,100	1.7
大和 正典	12,000	1.4
金城 泰然	11,100	1.3
西川 潔	9,200	1.0
ハウストゥ従業員持株会	7,900	0.9
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	7,200	0.8
松井証券株式会社	7,100	0.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,500	0.7

(注) 自己株式はございません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

- イ. 当社は、平成26年11月1日付で普通株式1株につき100株の割合を持って株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。
- ロ. 当社は、株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図るために、平成27年7月1日付で普通株式1株につき5株の割合を持って株式分割を行っております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		平成26年 5 月27日	
新 株 予 約 権 の 数		17個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権 1 個につき)	1,700株 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに金銭の払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	219,000円 2,190円)
権 利 行 使 期 間		平成28年 6 月17日から 平成36年 6 月16日まで	
行 使 の 条 件		(注)	
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	17個 1,700株 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監 査 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

(注) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社および子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	安藤正弘	株式会社ハウスドゥ住宅販売 代表取締役 株式会社ハウスドゥ・キャリア・コンサルティング 代表取締役 株式会社ハウスドゥローンサービス 代表取締役
専務取締役	服部達也	株式会社ハウスドゥ住宅販売 取締役 株式会社ハウスドゥ・キャリア・コンサルティング 取締役 株式会社ハウスドゥローンサービス 代表取締役
常務取締役	浅田浩	管理統括本部長 株式会社ハウスドゥローンサービス 取締役
取締役	鈴木剛	株式会社エフエムシー 代表取締役 行政書士鈴木コンサルティング事務所 代表
常勤監査役	嶋倉圭二	株式会社ハウスドゥ住宅販売 監査役 株式会社ハウスドゥ・キャリア・コンサルティング 監査役 株式会社ハウスドゥローンサービス 監査役
監査役	山本邦義	中小企業金融円滑化センター株式会社 代表取締役社長
監査役	吉田豊道	吉田豊道総合会計税務事務所 所長

(注) 1. 取締役鈴木 剛氏は、社外取締役であります。

なお、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ておりましたが、新規事業準備のため当社子会社株式会社ハウスドゥローンサービスの代表取締役にな就任予定であり、会社法上の社外取締役の要件に該当しなくなり、独立役員としての指定を解除する予定であります。

2. 監査役山本邦義氏および監査役吉田豊道氏は、社外監査役であります。
3. 監査役吉田豊道氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役中山禎博氏は、平成27年6月30日をもって辞任により退任いたしました。
5. 取締役富永正英氏は、平成27年6月30日をもって辞任により退任いたしました。
6. 当社は山本邦義氏、吉田豊道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数 (名)	報酬等の額 (百万円)
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	6 (1)	103 (3)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	12 (5)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	9 (3)	116 (9)

- (注) 1. 上記には、平成27年6月30日をもって辞任により退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成26年9月29日開催の第6期定時株主総会において、年額300百万円以内
(うち社外取締役分30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成25年2月18日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議
いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役鈴木 剛氏は、株式会社エフエムシーの代表取締役および行政書士鈴木コンサルティング事務所の代表であります。当社とそれぞれの兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役山本邦義氏は、中小企業金融円滑化センター株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役吉田豊道氏は、吉田豊道総合会計税務事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	氏 名	出席状況および発言状況
取締役	鈴木 剛	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役	山本 邦 義	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会15回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、必要に応じ、主に経験豊かな会社経営者の観点から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、出席した監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について必要な発言を適宜行っております。
監査役	吉田 豊 道	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会15回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 京都監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、京都監査法人に対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制について決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、経営理念・グループステートメント、コンプライアンス規程およびその他社内規程に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督します。また、職務執行に係るコンプライアンス違反およびそのおそれに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用します。さらに、職務執行に関する法令および定款への適合性に関して、内部監査、監査役監査の実施により確認します。

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした対応をします。また、反社会的勢力対応マニュアル等を制定して社内体制を整備し、警視庁と連携するとともに、社内における教育研修を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

当社グループの取締役の職務執行に係る情報については、法令および社内規程に基づき適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、外部監査人等が閲覧、謄写可能な状態とします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めたリスク管理規程を制定し、当該規程に基づく当社グループのリスク管理体制を構築、運用します。また、事業活動上の重大な事態が発生した場合には損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款および取締役会規程に基づき、重要事項について審議・決定を行います。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、その他社内規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めています。

- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行います。また、コンプライアンス規程および関連規程に基づき、当社グループにおける業務活動が法令等遵守の意識のもと行われる体制とします。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くこととします。当該使用人は、監査役より受けた業務に関し、取締役等の指揮命令に服さないものとします。当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査役の意見を尊重した上で行うものとします。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備および運用を行います。財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備および運用を行います。また、財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保します。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
当社グループの代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会において随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。また、取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるときや、役職員による法令・定款違反または不正な行為を発見したときは、監査役に報告します。
なお、監査役への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保することとします。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の過半数は社外監査役とし、監査の透明性を確保します。また、取締役と監査役の定期的な意見交換会を開催し、外部監査人・内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図ります。また、役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう務めます。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおきましては、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① コンプライアンスの必要性・重要性を周知徹底し法令遵守に関する意識の醸成を図るためコンプライアンス委員会を設置し、体制の整備および啓蒙活動を行っております。
- ② 当社グループ内における全体および各部門におけるリスクを洗い出し解消するため、リスク管理委員会を設置し、リスクの洗い出し、評価、解消方法の検討、解消までの進捗確認を行っております。
- ③ 管理職が参加者である毎週開催されるグループ会議において、当社グループ内の事業に関連する法規制および契約知識等修得のためのコンプライアンス研修を行っており、意識および知識を深めております。管理職からはその他の従業員にも当該研修内容の共有化を図っております。
- ④ 内部監査室が定期的に内部監査を実施し、業務の実施状況、会計処理等の実態を把握し、業務が法令、定款、社内規程等に照らし、適正に行われているか検証を行いました。

連結貸借対照表

(平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,590,060	流動負債	4,365,632
現金および預金	1,001,526	工事未払金	503,048
完成工事未収入金	115,703	短期借入金	2,281,287
売掛金	56,042	1年内償還予定の社債	49,700
販売用不動産	3,213,306	1年内返済予定の長期借入金	240,952
仕掛販売用不動産	995,370	リース債務	10,112
未成工事支出金	57,226	未払金	168,027
繰延税金資産	32,649	未払費用	213,821
その他	123,517	未払法人税等	164,793
貸倒引当金	△5,281	未払消費税等	93,323
固定資産	2,611,485	完成工事受入金	401,854
有形固定資産	2,353,052	前受金	143,868
建物および構築物	736,371	完成工事補償引当金	3,962
土地	1,593,104	その他	90,882
その他	23,576	固定負債	2,396,491
無形固定資産	75,887	社債	100,300
のれん	13,747	長期借入金	1,949,620
その他	62,140	リース債務	27,557
投資その他の資産	182,545	長期預り保証金	280,473
投資有価証券	5,550	繰延税金負債	788
繰延税金資産	2,225	資産除去債務	13,129
その他	174,782	完成工事補償引当金	22,905
貸倒引当金	△12	その他	1,717
資産合計	8,201,545	負債合計	6,762,124
		(純資産の部)	
		株主資本	1,439,116
		資本	349,890
		資本剰余金	486,911
		利益剰余金	602,314
		その他の包括利益累計額	304
		その他有価証券評価差額金	304
		純資産合計	1,439,421
		負債純資産合計	8,201,545

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年7月1日から)
(平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		14,573,347
売上原価		9,578,375
売上総利益		4,994,972
販売費および一般管理費		4,377,927
営業利益		617,044
営業外収益		
受取利息および配当金	473	
受取手数料	10,396	
違約金収入	5,660	
受取補償金	925	
その他の	18,784	36,239
営業外費用		
支払利息	106,089	
株式公開費用	11,310	
株式交付費	7,757	
その他の	14,984	140,142
経常利益		513,142
特別損失		
固定資産除却損	855	855
税金等調整前当期純利益		512,286
法人税、住民税および事業税	156,207	
法人税等調整額	2,877	159,084
少数株主損益調整前当期純利益		353,201
当期純利益		353,201

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年7月1日から)
(平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	100,000	237,021	249,113	586,134
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	249,890	249,890		499,780
当 期 純 利 益			353,201	353,201
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	249,890	249,890	353,201	852,982
当 期 末 残 高	349,890	486,911	602,314	1,439,116

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	142	142	586,276
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			499,780
当 期 純 利 益			353,201
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	162	162	162
当 期 変 動 額 合 計	162	162	853,144
当 期 末 残 高	304	304	1,439,421

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,491,931	流動負債	4,306,846
現金および預金	891,777	工事未払金	503,048
完成工事未収入金	115,703	短期借入金	2,281,287
売掛金	57,264	1年内償還予定の社債	49,700
販売用不動産	3,218,939	1年内返済予定の長期借入金	234,352
仕掛販売用不動産	1,004,265	リース債	10,112
未成工事支出金	57,226	未払金	302,294
前渡金	36,750	未払費用	118,025
前払費用	58,694	未払法人税等	116,778
繰延税金資産	23,634	未払消費税等	58,828
関係会社短期貸付金	13,000	未成工事受入金	401,854
その他の貸倒引当金	19,957	前受り金	147,988
	△5,281	前受り収益	39,396
固定資産	2,581,969	前受り補償引当金	30,011
有形固定資産	2,322,040	完成工事補償引当金	3,962
建物	708,567	その他の	9,205
構築物	800	固定負債	2,386,948
船舶	0	社債	100,300
車両運搬具	1,156	長期借入金	1,944,370
工具、器具および備品	10,460	リース債	27,557
土地	1,593,104	長期預り保証金	280,473
建設仮勘定	7,950	資産除去債	9,624
無形固定資産	72,931	完成工事補償引当金	22,905
のれん	11,139	その他の	1,717
商標権	790	負債合計	6,693,795
ソフトウェア	23,331	(純資産の部)	
リース資産	37,669	株主資本	1,379,800
投資その他の資産	186,997	資本	349,890
投資有価証券	5,550	資本剰余金	486,911
関係会社株	30,000	資本準備金	368,385
出資	19,912	その他資本剰余金	118,526
長期前払費用	19,591	利益剰余金	542,998
差入保証金	58,173	その他利益剰余金	542,998
繰延税金資産	2,225	別途積立金	75,000
その他の	51,556	繰越利益剰余金	467,998
貸倒引当金	△12	評価・換算差額等	304
		その他有価証券評価差額金	304
資産合計	8,073,901	純資産合計	1,380,105
		負債純資産合計	8,073,901

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年 7 月 1 日から)
(平成27年 6 月 30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		13,128,139
売上原価		9,836,935
売上総利益		3,291,203
販売費および一般管理費		2,827,134
営業利益		464,069
営業外収益		
受取利息および配当金	950	
受取手数料	18,519	
違約金収入	5,660	
その他の	15,812	40,942
営業外費用		
支払利息	104,744	
社債利息	984	
株式公開費用	11,310	
株式交付費	7,757	
その他の	14,738	139,535
経常利益		365,475
特別損失		
固定資産除却損	70	70
税引前当期純利益		365,404
法人税、住民税および事業税	108,142	
法人税等調整額	12,570	120,712
当期純利益		244,691

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年7月1日から)
(平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計	
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	100,000	118,495	118,526	237,021	75,000	223,307	298,307	635,328
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	249,890	249,890		249,890				499,780
当 期 純 利 益						244,691	244,691	244,691
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	249,890	249,890	-	249,890	-	244,691	244,691	744,472
当 期 末 残 高	349,890	368,385	118,526	486,911	75,000	467,998	542,998	1,379,800

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	142	142	635,471
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			499,780
当 期 純 利 益			244,691
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	162	162	162
当 期 変 動 額 合 計	162	162	744,634
当 期 末 残 高	304	304	1,380,105

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年8月24日

株式会社ハウスドゥ
取締役会 御中

京都監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	味	谷	祐	司	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	高	田	佳	和	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハウスドゥの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハウスドゥ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年8月24日

株式会社ハウスドゥ
取締役会 御中

京都監査法人

指定社員 公認会計士 味 谷 祐 司 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 高 田 佳 和 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハウスドゥの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年9月1日

株式会社ハウズドゥ 監査役会
常勤監査役 嶋 倉 圭 二 ㊟
社外監査役 山 本 邦 義 ㊟
社外監査役 吉 田 豊 道 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配当につきましては経営上の重点施策の一つとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開等を総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。

また、当社は平成27年3月25日をもちまして、東京証券取引所マザーズ市場に上場することができました。これもひとえに株主の皆様をはじめ関係の皆様温かいご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

第7期の期末配当につきましては、株主の皆様感謝の意を表するため、当期の連結業績を踏まえた普通配当15円に、株式上場記念配当20円を加え、合わせて1株につき35円とさせていただきますと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金35円（普通配当15円 株式上場記念配当20円）としたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は29,375,500円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年9月28日としたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につき、事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社定款におきましては、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第29条（取締役の責任免除）および第40条（監査役の責任免除）を規定しております。今般、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、現行定款第29条および第40条をそれぞれ変更するものであります。なお、現行定款第29条の変更を本総会に提出することについては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～16. (条文省略)</p> <p>17. 銀行代理店業</p> <p>18. ～26. (条文省略)</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第29条 (第1項条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第40条 (第1項条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～16. (現行通り)</p> <p>17. <u>貸金業</u>および銀行代理店業</p> <p>18. ～26. (現行通り)</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第29条 (第1項条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役</u>（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第40条 (第1項条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

第3号議案 取締役2名選任の件

経営体制並びにコーポレートガバナンス強化を図るため取締役2名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	※ やすだ いくお 安田 育生 (昭和28年4月28日)	昭和52年4月 ㈱日本長期信用銀行(現㈱新生銀行) 入行 平成10年7月 ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・ インク入社 マネージング・ディレクター 平成12年1月 リーマン・ブラザーズ証券会社 在日代表 平成15年5月 多摩大学ルネサンスセンター 客員教授 平成16年9月 ピナクル㈱設立 代表取締役会長 平成17年5月 ㈱テイツー 取締役 平成18年4月 九州大学 特任教授 平成21年11月 ピナクル㈱ 代表取締役会長兼社長(現任)	0株
2	※ いずも とよひろ 出雲 豊博 (昭和26年2月5日)	昭和49年4月 安田信託銀行㈱(現 みずほ信託銀行㈱) 入行 平成14年6月 みずほ信不動産販売㈱(現 みずほ不動産販売㈱) 西日本法人部長 平成19年5月 アセットサイエンス㈱ 取締役(現任) 平成22年2月 いずも不動産鑑定㈱ 代表取締役(現任) 平成23年9月 ㈱プロパティバンク 取締役(現任)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. (1) 安田 育生氏は、社外取締役候補者であります。安田 育生氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる金融機関、金融事業およびM&A等における企業経営者としての豊富な経験に基づき、社外取締役として当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただけることを期待したためであります。
- (2) 出雲 豊博氏は、社外取締役候補者であります。出雲 豊博氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる金融機関、不動産会社勤務の経歴や不動産鑑定士および企業経営者としての豊富な経験に基づき、社外取締役として当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただけることを期待したためであります。
4. 当社は、安田 育生氏および出雲 豊博氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 安田 育生氏および出雲 豊博氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 当社の取締役および従業員並びに当社子会社の取締役および従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）および従業員並びに当社子会社の取締役および従業員に対し、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の以下で定める以外の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条1項3号の報酬等に該当します。当社の取締役報酬額は、平成26年9月29日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）とする旨が承認されており、この報酬額の範囲内で付与するものであります。

1. ストックオプションとして新株予約権を発行（有利発行）する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を喚起し、当社グループ全体の結束力を高めるとともに企業価値の増大、優秀な人材の流出防止を図るため、当社の取締役および従業員並びに当社子会社の取締役および従業員に対して、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限等

(1) 新株予約権の総数

200個を上限とする。

（新株予約権1個につき普通株式100株、ただし、後記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

普通株式20,000株を上限とする。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が、割当日の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値。）を下回る場合は当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

付与決議日より3年を経過した日から、当該付与決議の日後6年以内

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、払込にかかる額の2分の1を資本金に計上し（計算の結果生じる1株未満の端数は、これを切り上げた額を資本金に計上する。）、その余りを資本準備金として計上する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由

- ① 当社株主総会および取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割および当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が(10)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使により発生する端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(10) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社および子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(11) その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については取締役会決議により決定する。

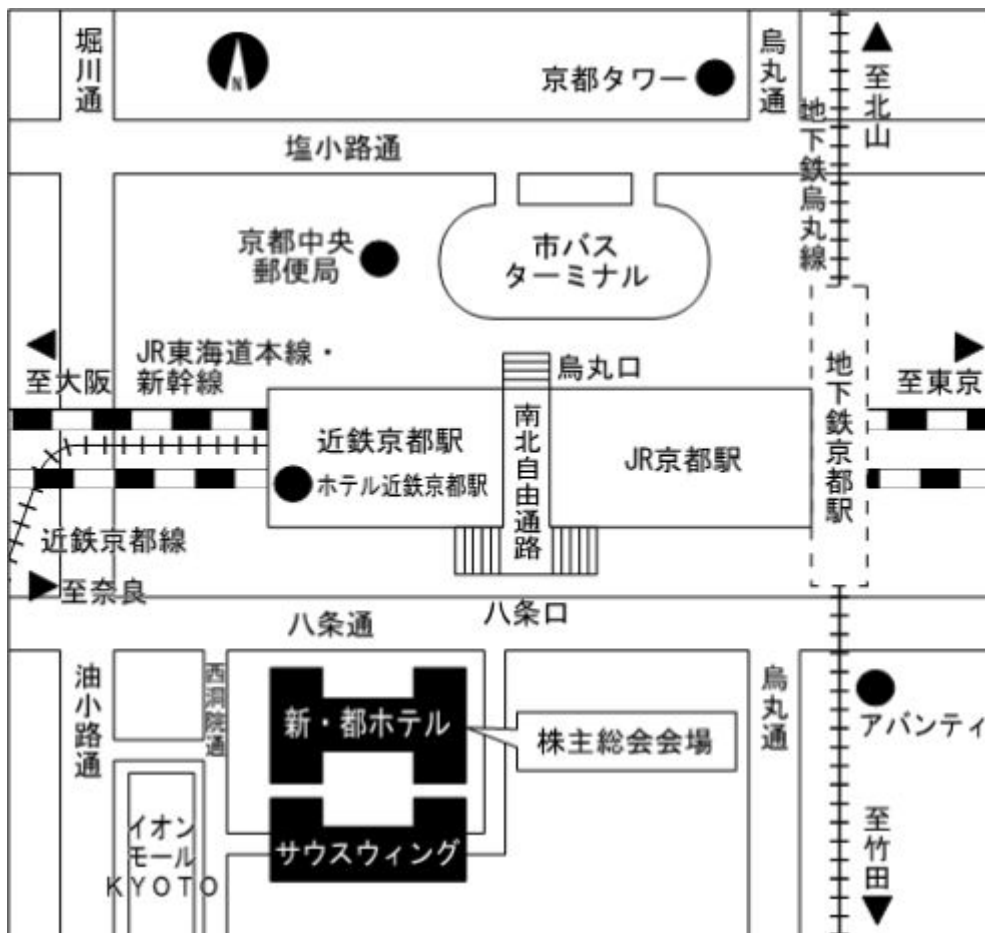
以 上

メ モ

14 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：京都市南区西九条院町17
 新・都ホテル 地階 陽明殿 西の間
 TEL 075-661-7111



交通 JR・新幹線・近鉄京都駅八条口より 徒歩約2分
 地下鉄京都駅より 徒歩約5分

